

議案第38号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表PR・観光戦略部の表1の項第5号中「第3項の」を「第2項の」に改める。

別表くらし保健福祉部の表21の2の項第7号中「第16条第1項」の次に「（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第10号中「第22条の6第2項」を「第21条の5第2項」に改め、同項第11号中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同項第12号中「第23条」を「第23条第1項から第4項まで（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）」に、「及び命令」を「等」に改め、同項第13号中「第24条第1項」の次に「（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同項中第30号を第36号とし、第15号から第29号までを6号ずつ繰り下げ、同項第14号中「第25条第1項から第3項まで」を「第25条第2項から第4項まで」に改め、同号を同項第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 法第25条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表くらし保健福祉部の表21の2の項第13号の次に次の5号を加える。

(14) 法第24条の2第1項及び第2項の規定による勧告及び命令

(15) 法第24条の2第3項の規定による報告の徴収及び立入検査

(16) 法第24条の2の2の規定による第二種動物取扱業の届出の受理

(17) 法第24条の3の規定による変更の届出の受理

(18) 法第25条第1項の規定による周辺の生活環境の保全等に係る指導又は助言

別表くらし保健福祉部の表中23の項を削り、24の項を23の項とする。

別表土木部の表5の3の項中第18号を第23号とし、第17号を第22号とし、第16号を第18号とし、同号の次に次の3号を加える。

(19) 法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同意

(20) 法第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成

(21) 法第49条第2項の規定による情報提供の要求

別表土木部の表5の3の項中第15号を第17号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、同項第11号中「第11条の2」を「第11条の3」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理

(12) 法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理
別表土木部の表5の3の項に次の3号を加える。

(24) 法附則第11条第1項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての助言又は指導

(25) 法附則第11条第2項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての勧告

(26) 法附則第11条第3項の規定による勧告に係る措置命令

第2条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表くらし保健福祉部の表中22の項を削り、23の項を22の項とする。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表PR・観光戦略部の表1の項第5号の改正規定 公布の日

(2) 第1条中別表土木部の表5の3の項の改正規定 令和2年4月1日

(3) 第1条中別表くらし保健福祉部の表21の2の項の改正規定及び次項の規定 令和2年6月1日

(4) 第1条の規定（前3号に掲げる改正規定を除く。） 動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年鹿児島県条例第 号）附則第1項ただし書の規則で定める日

(5) 第2条の規定 令和3年6月1日

2 前項第3号に掲げる改正規定の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同号に掲げる改正規定の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、市町村の長のした処分その他の行為又は市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとする等のため、所要の改正をしようとするものである。